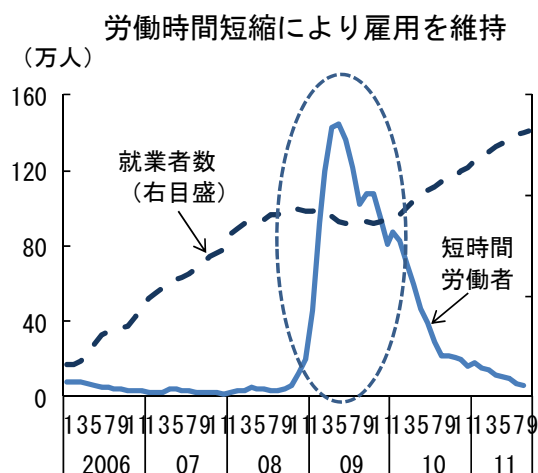
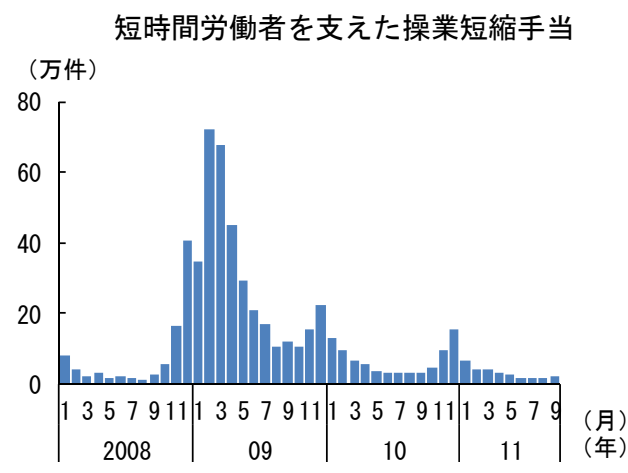


第2-1-21図 ドイツの就業者数と
短時間労働者数：



(備考) ドイツ連邦銀行より作成。

第2-1-22図 ドイツの操業時間
短縮制度申請件数：



(備考) ドイツ連邦雇用庁より作成。

以上のように、ドイツの労働市場は、一連の労働市場改革により柔軟化が進展し、05年以降の雇用情勢は大きく改善している。また、戦後最悪の景気後退期において操業短縮手当等の制度を活用することで雇用喪失を緩和し、熟練労働力や技能労働力といった人的資本を維持できたことは、景気回復期に入ってからの人材需要に即応できることを意味しており、10年後半からのドイツの急速な景気回復に寄与したものと考えられる。

(vi) バランスシート調整圧力が小さいドイツの家計

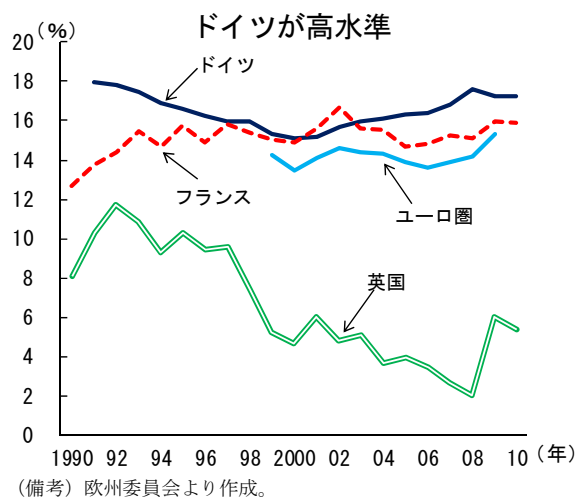
ドイツの家計部門に特徴的な点として、家計貯蓄率が英国よりもかなり高く、フランスと並んで高水準であることが挙げられる(第2-1-23図)。高い貯蓄率は、所得のうち消費に回る割合(消費性向)が低いことを意味し、それだけをみれば景気にとって必ずしもプラスではない。しかし、貯蓄率が高く家計が金融資産を蓄積していれば、所得が突然減少しても貯蓄の取り崩しで消費を平準化できるというメリットもある。世界金融危機後にはドイツの家計の所得環境も悪化したが、他国よりも個人消費の落ち込みが限定的だったのは、こうした要因も影響したとみられる¹⁶。

また、ドイツの家計の債務残高は一貫して低下傾向をたどっている(第2-1-24図)。ドイツでは2000年代に住宅バブルが発生しなかったため家計債務が積み上がり、バランスシート調整圧力は高まっていなかったとみられる。そうした背景もあり、政策によ

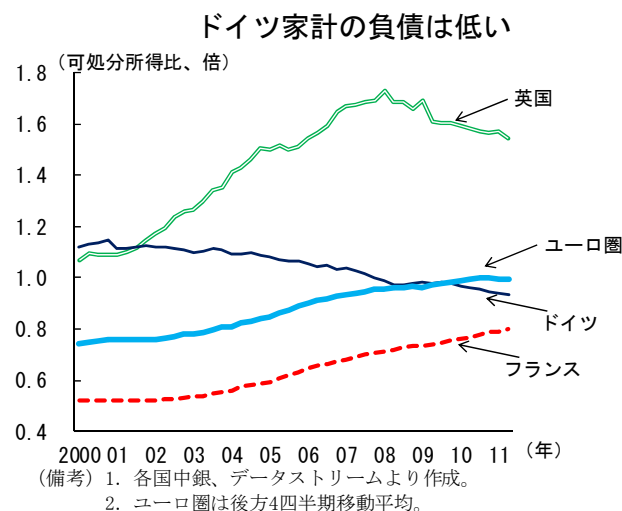
¹⁶ 金融危機後、ドイツのGDPベースの個人消費は08年1～3月期と比べ、最大でも▲0.3%の落ち込みにとどまった。落ち込み幅はユーロ圏(▲1.7%)やフランス(▲0.7%)、英国(▲5.8%)と比較して軽微である。

る後押しを追い風に危機後の個人消費は増加基調となっていると考えられる¹⁷。

第2-1-23図 ヨーロッパ主要国の
家計貯蓄率：



第2-1-24図 ヨーロッパ主要国の
家計債務残高：

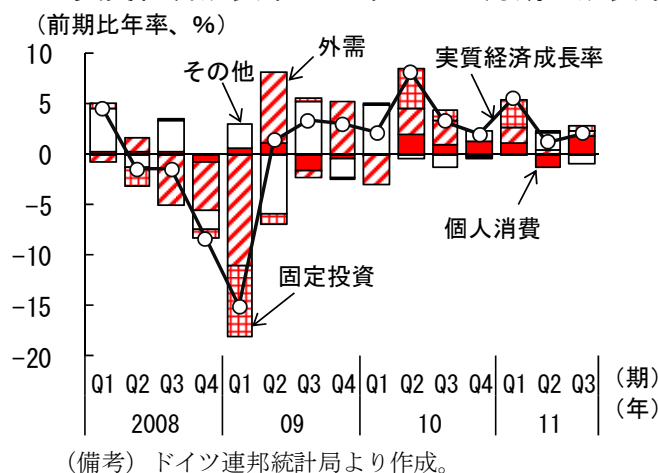


(vii) 景気回復に減速感がみられるドイツ経済

世界金融危機後、10年後半から11年1～3月期まで自律的な回復を見せていたドイツ経済は、同年4～6月期の実質経済成長率が前期比年率1.1%、7～9月期が同2.0%と1～3月期の同5.5%から上昇率を大幅に低下させ、景気回復のテンポが緩やかになっている（第2-1-25図）。

11年4～6月期以降の実質経済成長率が鈍化した要因としては、個人消費と外需の弱さが挙げられる。

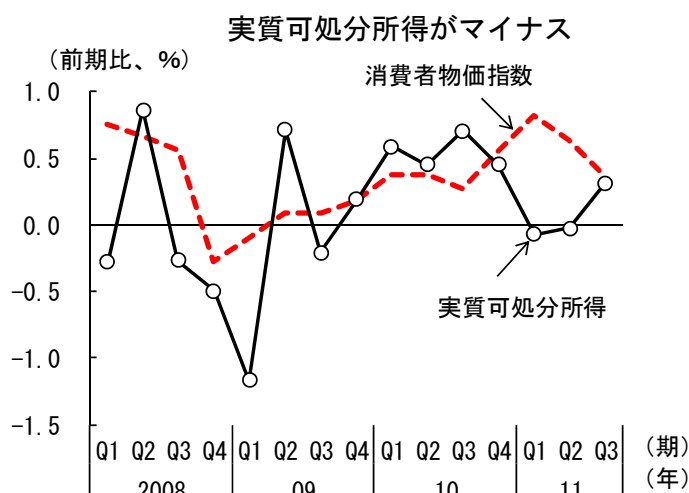
第2-1-25図 ドイツの実質経済成長率：11年7～9月期の成長率は前期比年率2.0%



¹⁷ ドイツでは環境対応車へ買い替える(使用年数9年以上の自動車から一定の二酸化炭素排出基準を満たしている自動車へ買替え)際、補助金を支給する買替え支援策が09年1月から同年9月まで実施された。

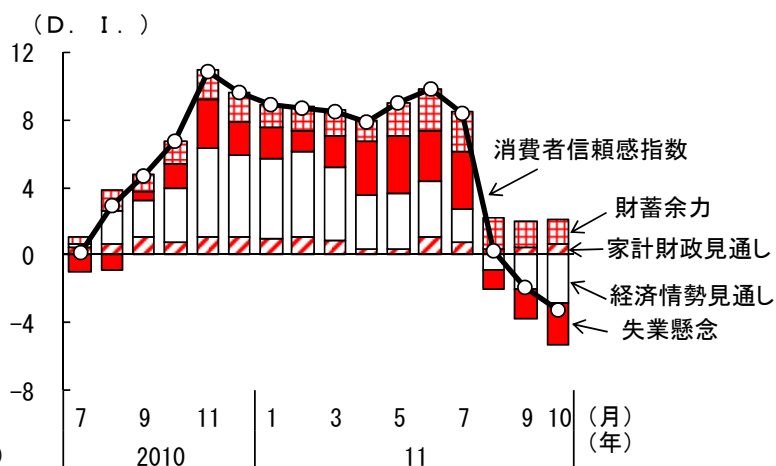
ドイツの可処分所得は、11年に入り物価の上昇幅が拡大していることもあり、同年1～6月期の実質値は前期比マイナスが続いた（第2-1-26図）。こうした家計の所得環境の悪化傾向を背景に、4～6月期の個人消費は前期比年率▲2.4%と5四半期ぶりのマイナスとなり、総じて弱い動きとなった。なお、7～9月期は前期の反動等もあり同3.3%となっているが、消費マインドはユーロ圏のソブリン問題再燃による経済情勢見通し等の悪化により、8月以降悪化傾向にある（第2-1-27図）。

第2-1-26図 ドイツの実質可処分所得と消費者物価指数：



(備考) ドイツ連邦統計局より作成。

第2-1-27図 ドイツの消費者信頼感指数：消費者マインドが悪化

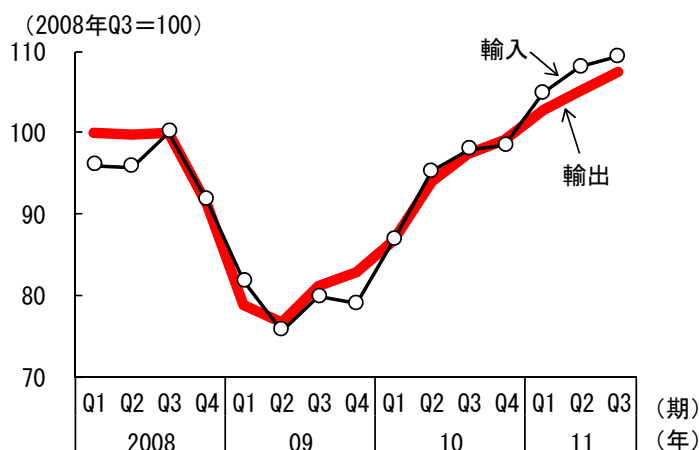


(備考) 1. 欧州委員会より作成。
2. 1年後の見通しについて消費者が回答したもの。

外需についてみると、11年4～6月期以降も輸出は大量の受注残に支えられ依然堅調な増加を続けているが、同時期に電子機器や金属製品等の業種で輸入が増加し、全体として外需を押し下げる方向に作用している（第2-1-28図）。

企業部門をみると、原油価格の高騰による輸入物価の上昇を受け、交易条件が悪化しており、11年以降の交易損失は大幅に拡大し、150億ユーロ近傍で推移している。こうした収益環境の悪化によって企業の営業余剰も11年に入り伸び悩んでいる（第2-1-29図）。生産活動についても、8月以降受注状況の低下により弱い動きとなってきている。

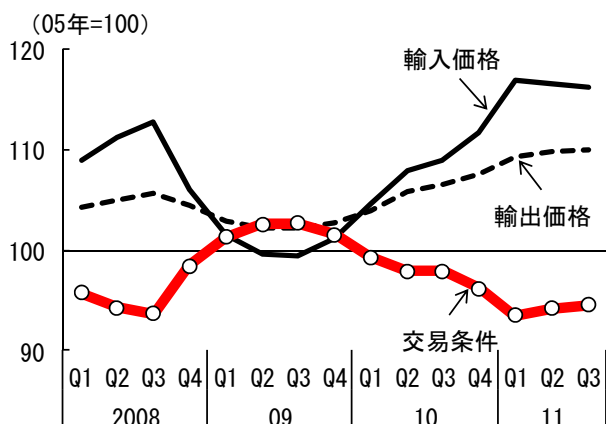
第2-1-28図 ドイツの輸出入動向：外需を押し下げる輸入の増加



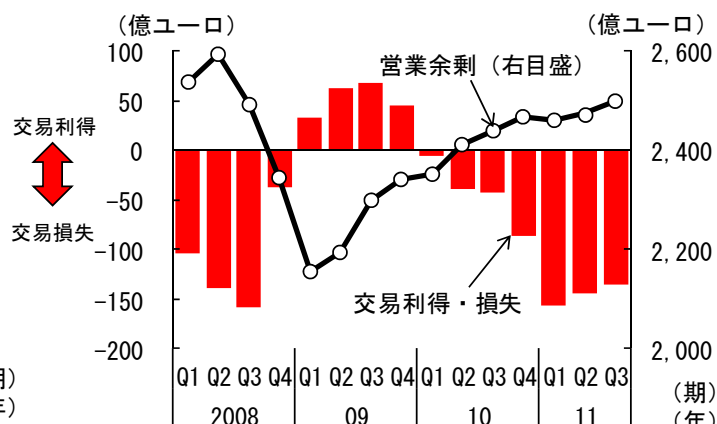
(備考) ドイツ連邦統計局より作成。

第2-1-29図 ドイツの交易条件と交易利得・損失：

交易条件が悪化し、交易損失拡大



(備考) ドイツ連邦統計局より作成。



(備考) ドイツ連邦統計局より作成。

09年以降、一貫して低下を続けてきた失業率にみられた雇用の改善状況についても変化の兆しが表れている。失業率が11年6月以降横ばいとなっていることに加え、企業の雇用見通しDI、個人の失業懸念DIにも悪化傾向がみられ、雇用の先行きに慎重な見方が広がっている（前掲第2-1-18図）。

これまで輸出主導で急速な回復を遂げてきたドイツ経済であるが、他のヨーロッパ主要国同様、世界的な景気の下振れ懸念に巻き込まれており、不透明感を増しているといえる。

コラム2-1：かつて硬直的であったドイツの労働市場と労働市場改革

(ア) 東西統一ドイツ以前からの制度問題

西ドイツ時代の厳格な解雇規制や手厚い社会保障制度は、硬直的な労働市場を形成する要因となっていた。1951年に制定された「解雇制限法」は、労働者の安易な解雇を阻止する内容となっており、後に強い解雇規制が新たな雇用創出の弊害になると指摘されることになった^(注1)。また、69年に制定された「雇用促進法」では、社会保険方式による「失業給付」と、失業給付の受給期間終了者を主たる対象とした「失業扶助^(注2)」が定められ、当初は離職前の賃金に連動した給付額が無期限で支給されていた^(注3)。しかし、これらは地方自治体が管轄していた「社会扶助（日本の生活保護に相当）」と、受給要件等の制度上の区別が曖昧であり、重複して受給する者も少なくなかった。こうした制度上の問題は、いわゆる「失業の罠（Unemployment Trap）^(注4)」に陥りやすい状況を作り、失業者の就業意欲の低下を招いた。

(イ) 東西ドイツ統一後の労働市場政策

旧西ドイツの制度を引き継いだ統一後のドイツは、旧東ドイツからの大幅な需要増を主因に高成長を遂げたが、旧東ドイツからの需要一巡により設備投資がストック調整局面に入ったことなどから景気が後退し、失業率は97年に統一後の最高水準に近い11%後半まで高まった。こうした状況を受け、雇用創出措置^(注5)等の積極的な雇用促進政策や自治体による「就労扶助」の強化^(注6)等が実施された。失業率は景気回復もあって緩やかな足取りで9%前半まで低下したものの、2001年半ばを底に再び上昇へ転じ、これらの取組も抜本的な雇用情勢の改善には至らなかった。さらに、失業の長期化とともに社会保障制度を支える財政負担の増大が続き、ドイツ経済や連邦・地方政府の財政状況に重くのしかかっていった。

(ウ) シュレーダー政権下の労働市場改革

1998年9月の選挙で政権交代を果たしたシュレーダー連立政権は、前政権で中断していた「雇用のための同盟^(注7)」を早々に立ち上げ、雇用情勢改善へ向けた対話、協議を精力的に進め、若年失業者への対策^(注8)等を実施した。こうした政権の取組に加え、景気回復もあいまって、2000年の失業者数は大台である400万人を下回り、失業率も緩やかな低下がみられた。しかし、01年半ばのITバブル崩壊に伴う世界経済の後退懸念が顕在化し、ドイツの景気回復にも減速がみられ、02年に入り、失業者数は再び400万人を上回った^(注9)。そうした中、02年2月、公共職業安定所で職業紹介の実績が水

増しされていたことが発覚し、あわせて「失業扶助」と「社会扶助」の重複支給の問題や職業紹介行政の非効率に対する批判等も噴出した。

こうした状況を受け、シュレーダー政権はハルツ委員会^(注10)に連邦雇用庁の組織改革と労働市場政策を抜本的に見直すための改革案の策定を諮問した。就労促進により失業者を半減させることを目標に議論を重ねたハルツ委員会は、02年8月に労働市場政策全般に係る改革を提案する報告書を提出した。この報告書に基づき「ハルツ第Ⅰ法～第Ⅳ法」が制定され、03年から05年にかけて施行された。また、2003年12月には労働市場改革法が施行された。こうして、手厚い社会保障や厳格な解雇規制等により硬直的であったドイツ労働市場の柔軟化が進められる仕組みが整備された(表1)。

表1 ハルツ法第Ⅰ～Ⅳ法、労働市場改革法の内容

ハルツ第Ⅰ法	ドイツ全国の雇用局(職業安定所)を労働市場関連のワンストップサービスを提供するジョブ・センター ^(注11) へ改編
	全ての雇用局に民間の人材派遣会社等を活用した人的サービス機関(PSA)を設置し、PSAが失業者を派遣労働者として派遣することにより職業仲介を実施
	失業した労働者が遅滞なく届け出ることを厳格化(遅れた者には失業給付額を減額する等の制裁措置が課される)
	高齢失業者が就職した場合の賃金補填 ^(注12) 派遣労働期間の制限撤廃等の規制緩和も導入
ハルツ第Ⅱ法	失業者の起業を促すための「私会社(Ich-AG)」制度 ^(注13) を導入
	ミニジョブ、ミディジョブ ^(注14) 制度を創設
ハルツ第Ⅲ法	連邦雇用庁を連邦雇用エージェンシーへ改組
	職業紹介や失業給付を行っていた各地の雇用局を雇用エージェンシーへ改組
	上記改組とともに機能拡充
ハルツ第Ⅳ法	従来の「失業給付」を「失業給付Ⅰ」と改称
	従来の「失業扶助」と「社会扶助」の一部 ^(注15) を「失業給付Ⅱ」として統合(失業給付Ⅱの受給者に対しては、まず雇用エージェンシーへの届出が義務化。正当な理由なしに紹介された仕事を断った場合は、給付額の減額等の制裁措置。)
労働市場改革法	解雇制限法の非適用事業所の範囲の拡大 ^(注16)
	有期雇用契約の制限規定を緩和 ^(注17)
	失業給付の受給期間を大幅に縮小 ^(注18)

(注1) OECD『Jobs Study』(1994)。

(注2) 前掲 第2章第1節1.(2)(v)脚注6。

(注3) 1974年に雇用促進法が改正され、失業手当及び失業扶助額は、離職前賃金に対する割合で決めるようになった。失業手当は68%、失業扶助は58%と定められた。さらに、1983年の法改正で各々63%、56%へ引き下げられた(子供がいる場合を除く)。

(注4) 前掲 第2章第1節1.(2)(v)脚注9。

(注5) (Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen: ABM) 雇用促進法に基づき、雇用情勢の悪い地域において、公共の利益に合致する雇用について労働者の賃金の一部を補助することにより、失業者のために一時的な雇用の場を創出する措置。

(注6) 「就労扶助」は現金給付ではなく、受給者の就労を支援し、雇用に創出する制度。自治体による雇用の創出、受給者を雇用した企業への助成等。1996年に連邦社会扶助法が改正され施行。

(注7) 正式名称は「雇用、職業訓練及び競争力のための同盟」。企業、労働組合、政府の代表者で構成。

(注8) 若年失業者対策として、1999年1月から「若年失業者削減のための緊急プログラム」が実施され、25歳以下の若年失業者に対して雇用または職業訓練ポストを提供することを目的に、企業における養成訓練の促進、技能取得支援、企業への賃金助成等が行われた。